

農政時流

第 67 号

令和7年6月1日発行

(一社)宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL / 022-275-9164

<https://miyanoukai.jp/>

1面 第19回臨時総会において令和7年度事業計画等を承認

2面 「地域計画の実現とブラッシュアップに向けて
～農業委員会としての取組～」

・「任期満了に向けた農業委員会体制の見直しと女性・青年の登用について」

3面 「美里町の農業者年金加入推進事例」

・新規就農希望者への相談活動（仙台市農業委員会の取組）

4面 最適化活動10日の達成と農地利用最適化交付金の活用

・「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領が制定されました

第19回臨時総会において令和7年度事業計画等を承認

去る3月17日(月)に宮城県農業会議の第19回臨時総会を開催しました。

冒頭、中村会長から「『食料・農業・農村基本計画』の検討が最終段階を迎えるなか、今後は、地域計画の実現とあわせてブラッシュアップにも取り組んでいく。農業委員会組織は、農地等利用の最適化活動を確実に進めていく必要がある。令和8年の県内過半の農業委員改選に向けて、女性委員の登用促進等多様な人材の参画を全力で支援する。」との挨拶がありました。

続いて農業委員会だよりコンクールの表彰式を行い、最優秀賞の仙台市、優秀賞の大崎市、栗原市、登米市及び特別賞の加美町の5農業委員会に対し、表彰状等を授与しました。その後、県知事(代理：農政部 千葉副部長)等から祝辞を頂戴し、議事に入りました。

議事では、「定款の変更(案)」や「令和7年度事業計画(案)」等6議案が上程され、すべて原案どおり承認されました。

このうち、令和7年度事業計画の主な内容について紹介します。

1点目は、今年度から始まる全国運動に基づき、各農業委員会の農地等利用最適化活動の目標達成に向けた支援を行うほか、各種研修会や

大会を通じて委員や事務局員の知識習得や相互研鑽、併せて県民への理解促進に努めます。

2点目は、今後は地域計画の実現やブラッシュアップに向けた取組が重要であるため、引き続き目標地図の見直しや、それに伴う農業委員会サポートシステムの操作支援、情報提供等を行います。

3点目は、農業経営・就農支援センターの活動を基本に、法人化、経営継承、新規参入等の支援のほか、女性や青年農業者の育成・確保、農業者年金制度の啓発や加入推進においても農業委員会とともに活動の活性化を図ります。

4点目は、新たな「全国農業新聞普及推進3カ年運動」に基づく、委員全員による購読達成や担い手農家への普及拡大、未発行の農業委員会に対して「農業委員会だより」の発行を促す等の支援を行います。

その他、農地転用許可等の適正執行、食料・農業・農村基本計画の策定や、みやぎ食と農の県民条例の改正を受けて、現場に即した意見提出や政策提言、要請活動等を行います。

皆様には、引き続き本会の取組に御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。



【宮城県農業会議 中村会長の挨拶】



【農業委員会だよりコンクールの受賞者の皆さん】

地域計画の実現とブラッシュアップに向けて～農業委員会としての取組～

県内では本年3月末までに、予定されていた33市町村196地区すべての地区において地域計画が策定・公表されました。農業委員会をはじめ各市町村・関係機関では、この2年間、手探りの状態から様々な苦労を経て完成まで漕ぎつけ「ほっと一息」と言うのが本音かと思います。

しかし、地域計画は実行されてこそ本来の意味があり、本番はこれからとも言えます。まずは、進捗管理や見直し作業に向けた市町村での体制（役割分担）を整備する必要があります。役割分担に応じ、地域計画の実行・実現とブラッシュアップ（完成度の向上）に向け、農業委員会としても主体的・積極的に参画していくことが求められています。

農業委員会の具体的な取組については、次のようなことが想定されます。

- 実現・実行段階：農地集積・集約に向けた調整や支援・働きかけ等
- 検証段階：補完的な意向把握、目標地図の見直しに向けた検討（エリアの統合・分割・編入、農転等による除外）等



【地域計画変更マニュアル令和7年4月（農水省）】

○課題解決段階：目標地図の素案（見直し後）の作成、地域での話し合いへの参画、多様な担い手の確保、所有者不明農地の解消等

また、この他にも、農地の受け手となる担い手の経営発展に向けた支援として各種支援策の紹介や、就農相談の実施など新規就農者の確保・育成に積極的に取り組むことも重要です。

地域計画策定は一区切りしましたが、各地区の完成度はまちまちです。地域で知恵を出し合い、国や県の支援策を活用しながら徐々に完成度を高めていくことで、より良い地域農業・農村を創っていく。そのための枠組が地域計画だと言えます。

農業会議では今年度も、農業委員会サポートシステムの操作研修会をはじめとする各種研修会、意見交換会など、県や関係機関と連携し農業委員会の取組を支援してまいります。



【令和6年度地域計画策定推進研修会】

任期満了に向けた農業委員会体制の見直しと女性・青年の登用について

令和8年には全国的に約7割の農業委員会で改選が行われますが、県内においては半数以上の18市町村において改選が行われます。その募集が、各市町村において、令和7年度中に実施されます。

農業委員会法により、改選時には各市町村が農業委員・農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」）の定数と、推進委員の区域を見直すことになります。県内の市町村においては、農業委員会法が改正された平成28年の時点で、それまで実施されていた農業委員選挙の選挙区を、推進委員の区域としたところが大多数です。その後、地域の農業事情は、農業者の高齢化や法人化等により変化しており、また、「地域計画」の策定で10年後の地域農業の在り方が明確になる中で、推進委員の区域の設定についての相談が寄せられています。なお、委員定数は、市町村条例で定められていますので、条例改正には

市町村議会の承認が必要です。

農業委員会は、地域農業者の代表機関であり、公共性の高い農地の転用や権利移動等を扱う農業委員会の業務は、高い中立性と地域からの厚い信頼によって成り立っています。農業委員会には、地域内の女性や青年等の多様な人材が登用されることで、地域における代表性と中立性がさらに高まり、より信頼される機関となることが期待されています。

また、女性や青年等が地域農業の推進役として参画した「地域計画」は、地域の総意としてより実行性を高めるものとなります。

女性や青年の登用には、家族の同意や地域の後押しなど時間を要する場合が多く見られるほか、特に女性の登用については、各市町村の「女性委員登用目標及び取組計画」が策定されていますので、目標達成に向けた早期のお取組をお願いいたします。

美里町の農業者年金加入推進事例

美里町では、女性農業者や農業者年金加入者の子や孫を中心に、農業者年金への加入を推進しています。

まず、農業委員からの情報収集に力を入れており、委員には加入対象者を事務局に報告するよう、最低でも1人は声掛けを行うよう依頼しています。

農業委員会では、加入対象者をまとめた「加入推進名簿」について、国民年金の保険料減免を受けている方や、みどり年金やイデコ等に入っている方など、加入要件を満たさない方を名簿から除外するなどして、随時更新しています。独自の取組として、年度内に加入推進活動を行った委員へ5,000円を手当するほか、年2回発行している農業委員会だよりに農業者年金の案内を掲載したり、町内の女性農業者を集めた研修会（みさとアグリカフェ）の参加者に紹介しています。

伊藤恵子会長は「女性農業者と接する機会を活用して直接働きかけるようにしている。貯金

は使えば減るが、農業者年金は運用結果で増える見込みがある。若い世代は、仕事との兼合いなどの制約があるが、女性については、加入の伸びしろがあると思う。ぜひ女性に働きかけてほしい」と話しています。

【美里町における農業者年金新規加入者数の推移】

年 度	単位：人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規加入者総数	4	2	2	5	1
うち20～39歳	1	—	1	3	1
うち女性	2	—	1	2	—



【毎年開催している みさとアグリカフェ：
令和5年2月22日開催の様子】

新規就農希望者への相談活動（仙台市農業委員会の取組）

仙台市では、市内で就農を希望している方を対象に、関係部署と連携して相談会を開催しており、概ね毎月第2木曜日の午後に開催しています。

相談に対応するのは、仙台市経済局農林部農業振興課、仙台市農業委員会、宮城県仙台農業改良普及センター、仙台農業協同組合で、相談は1人につき1時間程度、完全予約制（相談会の1週間前まで）となっています。新規就農制度全般、営農計画、販売や融資に関すること等について相談ができ、農業委員会では最適化活動の目標の一つである「新規参入の促進」の実現に向け、農地に関する相談に対応しています。就農希望地等が決まっている場合は、就農希望地を担当する農地利用最適化推進委員または農業委員が出席し、農地の賃貸借等に助言を行います。



【仙台市の新規就農相談会】

4月14日開催の相談会では、どのような農業に取り組みたいか、農地のあてがあるか等の話に始まり、相談者の希望に合わせた情報を提供していました。農地のあてがなく、農家の方とのつながりを求めていることから、レクリエーション農園（貸し農園）の紹介がありました。その中には栽培指導型農園といって、農家の方から直接栽培指導を受けられる農園もあります。また、関心がある小麦の栽培方法については、病気に強く湿害対策を取ること等、技術的なアドバイスもありました。

仙台市の新規就農相談会については、仙台市経済局農林部農業振興課担い手支援係（022-214-7327）までお問い合わせください。

また、宮城県内で新規就農を希望している方を対象に、宮城県農業経営・就農相談センター（宮城県・みやぎ農業振興公社・宮城県農業会議）は、毎月第2、第4水曜日の午後に就農相談会を開催しています。農業会議では市町村農業委員会から御提供いただいたPR資料をこの相談会でも活用しており、現在34の農業委員会のうち、24委員会のPR資料を掲載しています。（<https://www.miyanoukai.jp/prdougai>）



農業委員会の
PR資料は
コチラ

最適化活動10日の達成と農地利用最適化交付金の活用

「農地等の利用の最適化の推進活動」（以下「最適化活動」とする）は、農業委員会の必須事務です。

農業委員会法の一部が改正され、平成28年4月から施行されました。農業委員会の役割は、従来からの農地法に基づく事務に、「最適化活動」が加わり強化されました。これは、農業委員会にとっては、極めて大きな変化であり、農業委員会に寄せる期待の現れです。

地域の農地を、将来も農地として残し、活かし、耕し続けるためには、「今使われている農地を、使えるうちに、使える人に繋いでいく」必要があります。そのためには、農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「委員」とする）の皆さんは、「最適化活動の目標」の三本柱である「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に向け、日々活動いただいております。そして、この活動を記録いただいております。

何故、活動を記録する必要があるかという点、農業委員会活動の見える化を進めるためです。住民の方々から「農業委員会の活動が見えない、分からない」と思われがちです。実施した活動は全て記録に残し、対外的に示すことで、農業委員会活動への理解が進み、協力を得られやすくなります。

一方、委員の皆さんからは、「何を記録していいかわかりにくい。こんなことまで活動として記録していいのか」といった声が聞かれます。

「最適化活動」への取組の手がかりは、「日常」の中に見つけることができます。農業者としての委員が、生活と農業経営の中で農地を見守り、仲間の農家等と語り合う日常の中に見い出せます。

地域の寄り合いや仲間の農家との日常の会話の中で、今後の営農の意向や経営継承、農地の貸借の意向などを聞けば、「担い手への農地利用の集積・集約化」につながり、日々の営農でほ場に行く際や、現地調査、総会出席の際に通過する農地の状況を確認すれば、異常がなくても「遊休農地の発生防止・解消」に、家の近所や自分のほ場の周辺の耕作者との雑談で、近々、息子が帰ってきて後を継ぐことになったことを知った、新規就農者に作物の肥培管理

や農業機械の使い方を聞かれたので教えた場合には「新規参入の促進」につながります。

農業委員会の中で、委員の皆さんと話し合いの場を設定し、「私はこんな活動を記入している」「こんな活動が考えられる」と、情報共有をお願いします。「その活動なら、私もやっているが、今まで活動記録に書いていなかった」といったことがあるかもしれません。まずは、情報共有し、活動時間の長短は問わず、幅広く記入いただくようお願いします。

ところで、農地利用最適化交付金をご存じでしょうか。農林水産省の交付金で、委員の活動実績や日数に応じて、委員の報酬に活用できる交付金と、委員会の実績に応じて、委員会事務局の事務費に活用できる交付金があり、令和6年度は、県内34農業委員会のうち30農業委員で活用しています。

令和6年度から、委員の活動実績に応じた交付金の各農業委員会への配分額が、委員の活動量（活動日数）の水準により段階ごとに単価が設定され、配分額を算出する方法に変わりました。

最適化活動は、一月あたり10日を目標に活動することとしていますが、委員会当たりの委員の平均活動日数が8日以上と8日未満では、交付される月額報酬単価に大きな差が生じます（表を参照）。

活動日数を増やし、積極的、効果的に交付金をご活用いただくようお願いします。

【委員の活動量（活動日数）による単価】

活動実績	平均活動日数	月額報酬単価
	10日以上	14,000円～15,000円
	8日以上10日未満	8,500円～9,500円
	6日以上8日未満	3,000円～4,000円
	3日以上6日未満	1,000円～1,600円
	1日以上3日未満	600円～1,000円



【新規就農希望者からの相談に対応する農業委員等】

「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領が制定されました

4月17日（木）に開催した令和7年度第1回理事会において、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」（宮城県運動）推進要領の制定を承認いただきました。

農業委員会組織は、平成28年度から農地利用集積の加速化に向けた組織運動に取り組んできました。

令和4年度から令和6年度までは、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」として農業委員会委員の皆さんには、最適化活動の強化、とりわけ、地域計画の策定に向けて、農業委員会が果たすべき目標地図の素案作成などに重点的に取り組んでいただきました。各市町村において地域計画が策定されたことから、令和7年度からは、

市町村、関係機関及び農業者と連携した農地の利用調整など、地域計画を実現するための取組とともに、地域の話合い活動や農業者との意見交換など、地域計画のブラッシュアップに向けた取組を強化する運動を展開いたします。以下の目標を掲げ、組織をあげて進めてまいりますので、宮城県運動の推進要領を委員会総会等で御確認いただき、運動を推進くださいますようよろしくお願いいたします。

【運動目標】

- ①地域計画の実現とブラッシュアップ
- ②農地の確保と適正利用の推進
- ③農地利用の最適化活動の推進